

西尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要版

I 改定の経緯

西尾市新型インフルエンザ等対策行動計画は、2012年（平成24年）に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2014年（平成26年）11月に策定した。今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症を含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう政府行動計画が2024年（令和6年）7月に抜本的に改正されたため、愛知県行動計画が2025年（令和7年）6月に改定され、市行動計画についても改定を行う。

●計画期間

2026年（令和8年）度から2031年（令和13年）度までの6年間

II 基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に強靱に対応できる社会を目指す。

III 対象疾患

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

IV 対策項目

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

V 対策実施上の留意点

- (1) 平時の備えの整理や拡充
- (2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- (3) 基本的人権の尊重
- (4) 危機管理としての特措法の性格
- (5) 関係機関相互の連携協力の確保
- (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
- (7) 感染症危機下の災害対応
- (8) 記録の作成・保存

Ⅵ 対策項目の具体的な取組

発生段階とその状態

発生段階	状 態
準備期	感染症が発生する前段階（平時）
初動期	感染症の発生初期（新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階）
対応期	感染症のまん延以降、収束するまで（封じ込めを念頭に対策対応する時期～特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

発生段階とその状態

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	- 実践的な訓練の実施 - 市行動計画の作成・変更 - 業務継続計画の作成・変更 - 国及び県等との連携の強化	- 市対策本部の検討・準備 - 必要に応じ人員体制の強化 - 必要な予算の確保	- 職員の派遣・応援への対応 - 必要な財政上の措置 - 緊急事態宣言の手続き - 市対策本部の設置・廃止
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 情報提供・共有の形態及び方法に関する体制の整備 - 県と市の情報連携	- 準備期で整備した取り組みを実施 - コールセンター等の設置	準備期で整備、初動期で実施した取り組みを引き続き実施
③まん延防止	基本的な感染対策の普及やまん延防止対策への理解促進	業務継続計画に基づくまん延防止対策の準備	外出自粛、営業時間の変更、休業等の県の要請を市民に周知
④ワクチン	- 特定接種、住民接種体制の構築 - 市民への情報提供 - 関係機関との連携	- ワクチン接種に携わる医療従事者の確保 - ワクチンの接種に必要な資材の調達	- 特定接種、住民接種の実施 - 接種に関する情報提供・共有 - 健康被害に対する情報提供及び申請に関する相談・受付の実施
⑤保健	- 研修・訓練を通じた人材育成 - 情報の収集分析、情報提供・共有、連携の基盤づくり	県の応援派遣要請に対する協力体制の構築・情報発信・共有開始	県の要請に応じた健康観察及び生活支援の実施
⑥物資	感染症対策物資等の備蓄	県の要請・依頼に応じた連携・協力	県の要請・依頼に応じた連携・協力
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	- 情報共有体制・支援実施に係る仕組みの整備 - 生活支援を要する者への支援等の整備 - 火葬体制の構築	火葬能力の増強体制の準備、一時的に遺体を安置できる施設等の準備	- 心身への影響を考慮した必要な対策 - 生活支援を要する者への支援 - 埋葬・火葬の特例に基づく対応